

豊橋市空家等対策協力事業者情報提供実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空家化の予防、空家等の適正管理、危険空家等の解消（以下「空家等対策」という。）に関する業務等の提供ができる事業者の情報の登録を行い、その情報を空家所有者等に提供することにより、関係者の空家等対策に取り組む情報環境を整え、空家等対策の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 現に継続して利用していない建築物（その敷地を含む。）
- (2) 空家所有者 空家に対し、所有権その他正当な権利を有する者
- (3) 情報登録事業者 空家等対策に関する業務等を提供できる事業者として、情報登録事業者名簿に登録した者

(情報登録事業者の資格要件)

第3条 情報登録事業者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 提供できる業務等に関して必要な免許の取得及び登録を行っている者
- (2) 市内又は隣接する市町に事業拠点を置く者
- (3) 過去5年以内に法令等による処分を受けていない者
- (4) 豊橋市税等を滞納していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていない者

(情報登録の申請)

第4条 情報登録事業者として情報登録を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、情報登録申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の書類では、前条の規定に該当するかどうか判断できないときは、市長は申請者から聴取りを行うことがある。

(情報登録)

第5条 市長は前条の規定による申請があったときは、第3条の規定に該当するかどうかを審査し、適当と認めるときは申請者に情報登録通知書（別記様式第3号）を交付するとともに情報登録事業者名簿に登録し、適当でないときとは情報登録却下通知書（別記様式第4号）を交付するものとする。

2 情報登録事業者名簿の有効期間は、登録通知した日から3年を経過した日の直近の1月の末日とする。

(情報登録事業者名簿)

第6条 情報登録事業者名簿には、次に掲げる内容を記載する。

- (1) 事業者及び代表者名
- (2) 空家等対策に関する提供業務等の種類
- (3) 事業者の連絡先等
- (4) その他市長が必要と定めるもの

2 情報登録事業者名簿に登録した内容は公開する。

(情報登録内容の変更)

第7条 情報登録事業者は、登録内容に変更が生じたときは情報登録内容変更届(別記様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の更新)

第8条 情報登録事業者は、登録した有効期間の更新を受けようとするときは、有効期限満了の日の30日前までに情報登録更新申請書(別記様式第6号)を市長に申請しなければならない。この場合において、第3条の規定に該当しているときは、有効期間の満了の日を3年延長する。

(登録辞退の届出)

第9条 情報登録事業者は、要件を欠くに至るとき又は情報登録を辞退しようとするときは、速やかに情報登録辞退届(別記様式第7号)を市長に提出するものとする。

(情報登録の取消し)

第10条 市長は、情報登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する内容に該当しなくなったとき
- (2) 虚偽又は悪質な勧誘を行ったとき
- (3) 強引な手法や事実誤認を与える営業活動や表示を行ったとき
- (4) 不要な業務の強要を行ったとき
- (5) 故意に見積もりの金額等を偽ったとき
- (6) 著しく不適當な料金設定を行ったとき
- (7) その他業務が著しく不適當又は不誠実であると認められるとき

2 情報登録を取り消すときは、情報登録取消通知書(別記様式第8号)を交付するものとする。

(情報提供の方法)

第11条 情報登録事業者名簿は、市のホームページで広く周知を図るとともに、空家所有者等の求めに応じて情報提供する。

(情報提供事業者の責務)

第12条 情報登録事業者は、空家対策に関する業務等の提供及び当該業務等に関する相談について、誠実かつ適切に対応するとともに、市長が求めたときはその状況を報告するものとする。

(空家等対策に関する業務等の提供に係る協議等)

第13条 空家等対策に関する業務等の提供の内容、料金その他必要な事項については、情報登録事業者と空家所有者との双方で協議し、決定するものとする。

2 市長は、前項の協議及び決定については、一切これに関与しない。
(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。